平成２９年（フ）第２９号
北海道夕張郡栗山町松風３丁目45番地１
破産者　株式会社志援
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第６６２号
東京都三鷹市牟礼３丁目11番31号ブルームⅥ103
破産者　真栁加奈子
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７３４号
東京都稲城市若葉台１丁目14番地の８榎本荘201
破産者　鬼木　利枝
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７３７号
東京都国分寺市本多２丁目14番32号ルーブル国分寺102
破産者　岩崎　敦子
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７５９号
東京都武蔵野市境南町２丁目19番12―101号パレス武蔵野10
破産者　岩尾　淳一
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７６５号
東京都西東京市芝久保町４丁目23番18号
破産者　千葉　周治
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８１３号
東京都立川市砂川町８丁目57番地の４バローレジデンス202号
破産者　豊田眞佐子
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８７７号
東京都日野市旭が丘１丁目26番地の29
破産者　平山　由恵（旧姓長谷川）
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９２３号
東京都小平市喜平町３丁目１番９―108号
破産者　足立　育美
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５４号
静岡県浜松市中区富塚町2156番地の47
破産者　株式会社テクノホーム静岡（旧商号株式会社アビリックス）
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
三重県津市久居北口町41番地　セレーノ207号、前住所三重県津市緑が丘１丁目８番地２
破産者　伊藤　啓一
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５号
三重県四日市市昌栄町６番７号
破産者　三重産業株式会社
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
三重県いなべ市員弁町下笠田1313番地　リバーシティーヒル旭２Ａ、開始決定時の住所三重県いなべ市北勢町麻生田3386番地１
破産者　川瀬　　修
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
三重県四日市市萱生町557番地１　第２メゾンあかつき４Ｄ
破産者　小掠　勝利
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
三重県四日市市大字東阿倉川180番地１　プチハイツミユキＡ―102、前住所名古屋市中川区福川町１丁目１番地14　ジュネス福川403号
破産者　浦山　義人
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
三重県桑名市長島町松ケ島742番地３
破産者　平野　　弘
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
愛知県名古屋市港区知多１丁目606番地、前住所三重県四日市市曙２丁目２番３号ミレーヌＡＫ　２Ｂ
破産者　落合　勇夫
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
三重県四日市市新正３丁目12番８号
破産者　株式会社Ｃｈａｂｏｕ　Ｇｒｏｕｐ
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
三重県四日市市新正３丁目12番８号
破産者　有限会社ヒューマニスタジャパン
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１４７号
香川県高松市牟礼町大町407番地16
破産者　有限会社アンジェロ
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係